

議案第270号

有料道路及び有料自動車駐車場の料金の徴収期間の変更に関する同意について

大阪市道路公社が有料道路及び有料自動車駐車場の料金の徴収期間を次のとおり変更することについては、同意する。

- 1 尻無川新橋有料道路並びに扇町通地下駐車場、鞆地下駐車場、大阪駅前地下駐車場及び長堀通地下駐車場の料金の徴収期間

現 行	変 更
供用開始の日から25年間	供用開始の日から平成26年3月31日まで

- 2 谷町筋地下駐車場、安土町駐車場及び長居公園地下駐車場の料金の徴収期間

現 行	変 更
供用開始の日から30年間	供用開始の日から平成26年3月31日まで

- 3 長堀通駐車場の料金の徴収期間

現 行	変 更
供用開始の日から平成42年11月21日まで	供用開始の日から平成26年3月31日まで

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

有料道路及び有料自動車駐車場の料金の徴収期間を変更することについて、別紙のとおり大阪市道路公社から同意を求めてきたので、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別 紙)

大道公第247号

平成25年10月11日

道路管理者 大阪市

代表者 大阪市長 橋下 徹 様

大阪市道路公社

理事長 彌田 和夫 印

有料道路及び有料自動車駐車場の料金の徴収期間の変更について（照会）

有料道路及び有料道路自動車駐車場の料金の徴収期間を変更することについて、次のとおり道路整備特別措置法第10条第4項の規定により国土交通省近畿地方整備局長の許可を受けたいので、同法第16条第1項の規定により同意を得たく照会します。

記

- 1 尻無川新橋有料道路並びに扇町通地下駐車場、靱地下駐車場、大阪駅前地下駐車場及び長堀通地下駐車場の料金の徴収期間

現 行	変 更
供用開始の日から25年間	供用開始の日から平成26年3月31日まで

- 2 谷町筋地下駐車場、安土町駐車場及び長居公園地下駐車場の料金の徴収期間

現 行	変 更
供用開始の日から30年間	供用開始の日から平成26年3月31日まで

- 3 長堀通駐車場の料金の徴収期間

現 行	変 更
供用開始の日から平成42年11月21日まで	供用開始の日から平成26年3月31日まで

(参 考)

道路整備特別措置法（抄）

（道路管理者の同意等）

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工事実施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。